

令和7年1月31日

伊賀市議会議長 赤堀 久実 様

伊賀市議会議員 桃井 弘子

文書質問書

伊賀市議会基本条例第9条3号の規定に基づき、下記のとおり文書による質問を提出いたします。

伊賀市中心市街地活性化基本計画について

中心市街地の賑わいを取り戻すため、「居住と観光が紡ぐ交流のまちづくり」及び「子ども達が住み、夢と誇りを持ち続けるまちづくり」を基本理念とした第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画があり、現在令和7年4月からを計画期間とする第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の策定が進められているところである。

現時点において、中心市街地とそれ以外の地域との格差が存在している様に思われるが、同計画について次の事項について質問する。

1. 中心市街地活性化基本計画の策定根拠、計画策定の目的及び趣旨を示されたい。
2. 国からの指導でコンパクトシティを目指すとされているが、コンパクトシティ実現のための国からの交付金、またはその交付基準等を示されたい。

